

和歌山市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

和歌山市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、和歌山市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、和歌山市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、和歌山市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回計画改正時に計画に位置付けるものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震改修・建替費用（設計・工事費含む）に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和5年度は吹上・芦原・楠見・新南地区の約4,000戸の戸別ポスティングを実施予定。なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - 令和3年度に実施した住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - 改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - 耐震改修事業者リストを作成・公表※
 - 一般市民への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 290戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 110戸
(耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援)

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 279戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 102戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 242戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 98戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 246戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 73戸
- 【令和元年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 282戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数 : 100戸
- 【平成30年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 320戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数 : 111戸
- 【平成29年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数 : 251戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数 : 139戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 大新、松江、広瀬、今福、中之島地区の3,315戸に対し戸別ポスティングを実施
- 令和2年度に耐震診断を実施した住宅所有者にダイレクトメールを実施
- 市報わかやま4月号に補助制度掲載
- 耐震改修事業者リストの作成・公表（県連携）
- 補助制度を紹介するパンフレットを作成・配布
- 耐震診断結果の報告時に補助制度の説明を実施

前年度（令和4年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 広報誌、回覧等により各種補助制度を積極的にPRする
- 他部局と連携し、幅広い機会を捉えて周知啓発を図る

海南省 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

海南省耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、海南省住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、海南省耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、海南省耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
・令和5年度は下津町方、下津町丁地区の200戸の戸別訪問を実施
・固定資産税納税通知書に住宅耐震化事業の案内を同封することで、市内全ての建屋所有者に普及啓発を計る
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
・前年度診断済者全員に電話案内
 - 改修事業者の技術力向上等
・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
・耐震改修事業者リストを公表※
 - 一般市民への周知普及
・耐震改修の必要性の周知を実施
・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数：45戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数：23戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：48戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：33戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：18戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：33戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：18戸
- 【令和元年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：44戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数：16戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 黒江地区の139件の戸別訪問を実施
- 耐震診断結果報告時に補助制度を説明（建築士会連携）
 - 前年度診断済者全員に電話案内
- 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施（県連携）
 - 耐震改修事業者リストの作成・公表（県連携）
- 広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - 補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和5年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 他府県等遠方の方のはインターネットで、高齢等移動が難しい方は自宅訪問する等申し送り易い対応を行う。
- 他部局と連携し、周知方法を工夫する

橋本市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

橋本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、橋本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、橋本市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、橋本市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は高野口・学文路地区を中心に約600戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和13年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：18戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：34戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：32戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：14戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) 橋本・応其・隅田地区の355戸に対し戸別訪問を実施
- ii) 耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) 広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る展示を実施（橋本市役所建築住宅課前の掲示板へ掲載）
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

有田市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

有田市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、有田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、有田市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、有田市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計 画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施
- 【普及啓発等】
- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は辻堂地区、千田地区、星尾地区（約736戸）の戸別訪問を実施
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：24戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

自 己 評 価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・山地地区、野地区、新堂地区、山田原地区の495戸に対し戸別訪問をポスティングにより実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
・診断済者にダイレクトメールを送付（79通）
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施※
・耐震改修事業者リストの作成・公表※
- iv) ・補助制度を紹介するパンフレットを作成、回覧物・SNSにより耐震改修の必要性を周知
・市民向け説明会及び庁舎ロビーにて普及啓発のためのブース展示を実施※
・補助制度を紹介するパンフレットを作成・配布※
・市民会館ギャラリーにて普及啓発のためのブース展示を実施

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧・SNS等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

御坊市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

御坊市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、御坊市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、御坊市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、御坊市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：21戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：12戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：8戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・御坊市内42戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

田辺市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

田辺市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、田辺市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、田辺市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、田辺市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は250戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後も耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：150戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：35戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：120戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：36戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：110戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：52戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：200戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：64戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・あけぼの地区の250戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

新宮市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

新宮市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、新宮市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、新宮市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、新宮市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は200戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後も耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：100戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：50戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：99戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：41戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：50戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：40戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：44戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：25戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) 戸別訪問の実施：三輪時・佐野地区50戸に対し、戸別訪問を実施
また、家具転倒防止金具取付事業において訪問した16件で耐震診断の周知を実施
- ・防災出前講座での耐震化促進：出前講座を8回実施し、耐震診断の周知を実施
- ii) 耐震診断結果報告時の耐震化促進：耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進し補助制度を説明することで耐震改修を促進
- ・診断済みの方へのDMの送付：昨年度に耐震診断を実施した50名のうち耐震診断を実施していない21名にDMを送付
- iii) 耐震改修事業者リストの公表：耐震改修事業者リストを作成・公表
- iv) 広報誌等による普及啓発：広報紙に補助制度を紹介する記事を4回掲載
- ・一般の方向けの説明会の実施：庁舎ロビーにて住宅の耐震化に係る説明会を開催
- ・パンフレット等の配布：補助制度を紹介するチラシを作成・配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・耐震診断事業においては概ね目標を達成することが出来たが、耐震改修事業は目標を下回っているため、耐震診断済みの方を戸別に訪問し、和歌山県が実施している耐震マネージャー制度を紹介するなどし、耐震改修事業の促進を行うことで目標件数の向上を図る必要がある

改善策

- ・広報誌等で、ほとんど自己負担が無く耐震改修を実施した事例を掲載するなど、補助制度のより効果的な周知を実施し耐震改修の促進を図る
- ・補助金の代理受領制度を実施し、利用者の経済的負担の軽減することで利用の促進を図る
- ・耐震診断を実施した方に対し、積極的に和歌山県が実施している耐震マネージャー制度の活用を促し、耐震改修に繋げる

紀の川市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

紀の川市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、紀の川市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力的に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、紀の川市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、紀の川市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和5年度は350戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - 改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - 耐震改修事業者リストを公表※
 - 一般市民への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数：60戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：46戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：12戸
 - 耐震ベッド・シェルター実施補助戸数：1戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：54戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数：21戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：55戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数：12戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 貴志川地区の80戸（ポスティングと対面での説明）に対し戸別訪問を実施
- 耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - 診断済者にダイレクトメールを送付
- 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - 耐震改修事業者リストの作成・公表
- 広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - 住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - 補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- 他部局と連携し、周知方法を工夫する

岩出市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

岩出市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、岩出市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、岩出市耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、岩出市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は150戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：35戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：15戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：28戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：12戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：36戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・中迫地区（中迫住友団地自治会）に対し戸別訪問を実施（160戸）
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明（30件）
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付（258件）
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、ウェブサイト、広報タイム（WBSラジオ）、庁内デジタルサイネージによる普及啓発を実施
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

紀美野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

紀美野町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、紀美野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、紀美野町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、紀美野町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後も耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：4戸

【令和元年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：27戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：2戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・全地区に対し広報等で周知（戸別訪問の代わり）を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

かつらぎ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

かつらぎ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、かつらぎ町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、かつらぎ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、かつらぎ町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は190戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：12戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：3戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・四郷、笠田、三谷、天野、四邑、花園地区の196戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙（かつらぎ広報5月号）により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

九度山町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

九度山町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、九度山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、九度山町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、九度山町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計 画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・戸別訪問を実施※
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後でも耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

自 己 評 価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・九度山地区の27戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

高野町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

高野町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、高野町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、高野町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、高野町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和17年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・戸別訪問に替えて町内各地区（237班）で全戸回覧を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・町ホームページにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

湯浅町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

湯浅町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、湯浅町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、湯浅町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、湯浅町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は500戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後も耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：6戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・栖原地区の58戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

広川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

広川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、広川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、広川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、広川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は100戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般町民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：6戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・柳瀬地区の7戸、名島地区11戸、広地区8戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

有田川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

有田川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、有田川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、有田川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、有田川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計 画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和8年度末までに戸別訪問を全戸実施予定※
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：6戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：1戸

【令和元年度】

自 己 評 価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・戸別訪問の実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

美浜町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

美浜町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、美浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力的に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、美浜町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、美浜町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計 画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和5年度は50戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - 改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - 耐震改修事業者リストを公表※
 - 一般市民への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数：40戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：22戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：23戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸

自 己 評 価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 三尾地区・和田地区・松原地区の56戸に対し戸別訪問を実施
- 耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - 診断済者にダイレクトメールを送付
- 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - 耐震改修事業者リストの作成・公表
- 広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - 住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - 補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- 他部局と連携し、周知方法を工夫する

日高町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

日高町住宅・建築物耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、日高町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、日高町住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、日高町住宅・建築物耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度も引き続き下志賀地区を中心に約100戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和8年度未までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸
（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：2戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・下志賀地区の50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

由良町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

由良町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、由良町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力的に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、由良町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、由良町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和5年度は50戸の戸別訪問、ポスティング及びDM発送を実施※
なお、戸別訪問、ポスティング及びDM発送については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - 改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - 耐震改修事業者リストを公表※
 - 一般町民への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 畑・中・門前地区の122戸に対し戸別訪問、ポスティングおよびDM発送を実施
- 耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - 診断済者にダイレクトメールを送付
- 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - 耐震改修事業者リストの作成・公表
- 広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - 住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - 補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- 他部局と連携し、周知方法を工夫する

印南町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

印南町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、印南町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、印南町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、印南町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
- 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - 令和5年度は150戸の戸別訪問を実施※
なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - 耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - 改修事業者の技術力向上等
 - 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - 耐震改修事業者リストを公表※
 - 一般市民への周知普及
 - 耐震改修の必要性の周知を実施
 - 一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- 住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- 住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
 - 住宅に対する地心改修補助戸数：4戸
- 【令和3年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：15戸
 - 住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸
- 【令和2年度】
- 住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - 住宅に対する耐震改修補助戸数：5戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- 島田地区149戸に対し戸別ポスティングを実施
- 耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- 耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - 耐震改修事業者リストの作成・公表
- 広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - 印南町自主防災会へ説明会を開催
 - 補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- 今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- 補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- 他部局と連携し、周知方法を工夫する

みなべ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

みなべ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般住民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、みなべ町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、みなべ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、〇〇市耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は100戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：16戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：7戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：8戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：8戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・埴田地区の91戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

日高川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

日高川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、日高川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、日高川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、日高川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は30戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：15戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：4戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：5戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・川辺地区の20戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙、SNSにより耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

白浜町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

白浜町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、白浜町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、白浜町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、白浜町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は500戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後も耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：30戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：20戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：9戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：17戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：8戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：23戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：14戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・50戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

上富田町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1. 目標

上富田町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、上富田町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「プログラム」という。)では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2. 位置付け

プログラムは、上富田町耐震改修促進計画に基づき策定する。(プログラムは、上富田町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。)

3. 取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：40戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：15戸
(耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援)

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：14戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：35戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：16戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：47戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：21戸

自己評価

前年度(令和4年度)の取組実績

- i) ・朝来地区の40戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度(令和4年度)の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

すさみ町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

すさみ町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、すさみ町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、すさみ町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、すさみ町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して個別訪問をすることで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 町民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：3戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：2戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：5戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：3戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- ・広報紙により耐震診断及び改修の必要性を周知。結果2件の耐震診断の申し込みがあった。
- ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
- ・補助制度を紹介するパンフレットを配布、耐震改修に係る事業の認知度が高まり、改修事業の相談件数が増加した。
- ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を実施

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

那智勝浦町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

那智勝浦町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、那智勝浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、那智勝浦町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、那智勝浦町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は町内200戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して文書を送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：20戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：10戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：9戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：14戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：13戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・勝浦地区200件に対しポスティングを実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

太地町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

太地町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、太地町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、太地町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、太地町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は太地地区を中心に約50戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：10戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：2戸

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・50戸に対しポスティングを実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

古座川町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

古座川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、古座川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、古座川町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、古座川町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計 画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施

【普及啓発等】

- i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は30戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに津波浸水想定区域全戸実施予定
- ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過後でも耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
- iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
- iv) 一般町民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般町民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：実績なし
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：実績なし

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：実績なし
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：1戸

自 己 評 価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・津波浸水想定区域20戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・広報誌により耐震診断事業を周知
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・補助制度を紹介するパンフレットを本庁及び各支所に配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

北山村 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

北山村耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、北山村住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力を推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、北山村耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、北山村耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

【財政的支援】

- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
- ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和4年度は10戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取り組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

【令和4年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和3年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：0戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：0戸

【令和2年度】

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：1戸
- ・住宅に対する耐震改修補助戸数：0戸

【令和元年度】

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- i) ・七色・竹原地区の10戸に対し戸別訪問を実施
- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・住宅の耐震化に係る説明会を開催
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報誌・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する

串本町 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2023

1.目標

串本町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、串本町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「プログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を協力で推進することを目的とする。

2.位置付け

プログラムは、串本町耐震改修促進計画に基づき策定する。（プログラムは、串本町耐震改修促進計画に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定するものとする。）

3.取組内容・目標・実績

計画

令和5年度取組内容

- 【財政的支援】
- i) 住宅の耐震診断に対する全部又は一部補助を実施
 - ii) 住宅の耐震補強設計費・耐震改修工事費に対する全部又は一部補助を実施【普及啓発等】
 - i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
 - ・令和5年度は500戸の戸別訪問を実施※
 - なお、戸別訪問については、令和8年度末までに全戸実施予定
 - ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進
 - ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明することで耐震改修を促進
 - ・耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対してダイレクトメールを送付することで耐震改修を促進
 - iii) 改修事業者の技術力向上等
 - ・改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を年1回以上実施※
 - ・耐震改修事業者リストを公表※
 - iv) 一般市民への周知普及
 - ・耐震改修の必要性の周知を実施
 - ・一般市民を対象に説明会・セミナー等を年1回以上実施※
 - ・パンフレット等により制度概要等の周知を実施※

※を付した普及啓発等の取組みについては県と協力して実施する

令和5年度目標

- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：25戸
- ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：5戸（耐震補強設計と耐震改修工事を総合的に支援）

前年度までの実績

- 【令和4年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：24戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
- 【令和3年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：3戸
 - ・住宅に対する総合的な実施補助戸数：1戸
- 【令和2年度】
- ・住宅に対する耐震診断補助戸数：4戸
 - ・住宅に対する耐震改修補助戸数：1戸

自己評価

前年度（令和4年度）の取組実績

- ii) ・耐震診断結果報告時に補助制度を説明
 - ・診断済者にダイレクトメールを送付
- iii) ・耐震改修事業者向けの技術力向上講習会を実施
 - ・耐震改修事業者リストの作成・公表
- iv) ・広報紙により耐震改修の必要性を周知
 - ・補助制度を紹介するパンフレットを各戸配布

前年度（令和4年度）の課題

- ・今後も事業の推進に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある

改善策

- ・補助制度の周知をさらに徹底するため、広報紙・回覧等による周知頻度を上げる
- ・他部局と連携し、周知方法を工夫する